

## 第5回成長力底上げ戦略推進円卓会議議事概要

日 時：平成20年5月15日（木） 18：00～19：00

場 所：官邸4階大会議室

出席者：樋口議長、石川委員、清成委員、小出委員、佐伯委員、高木委員、竹中委員、井上代理委員、町村官房長官、大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、加藤内閣府大臣政務官、岡本総務大臣政務官、額賀財務大臣、池坊文部科学副大臣、舛添厚生労働大臣、若林農林水産大臣、甘利経済産業大臣、冬柴国土交通大臣、大野官房副長官、岩城官房副長官

（大田大臣） ただいまから、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の第5回会合を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回は各戦略の推進状況についてご報告させていただくとともに、前回に引き続きまして、成長力底上げ戦略の重要な柱であります中小企業の生産性向上と最低賃金の引上げについて、議論をいただきたいと思います。

それでは、樋口座長のほうに進行をお任せいたします。

[プレス退室]

（樋口議長） それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、新委員の紹介をいたします。

太田房江前大阪府知事にかわりまして、静岡県の石川嘉延知事が就任なされております。一言よろしく申し上げます。

（石川委員） 静岡県知事の石川嘉延でございます。

この底上げ戦略推進円卓会議につきましては、静岡の地から期待を持ち、関心を持って拝見しておりましたけれども、このたびこのようにメンバーにご指名いただいて、大変光栄に存じます。微力ながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（樋口議長） よろしく願いいたします。

本日は小島委員、丹羽委員、氏家委員、岡村委員、桜田委員がご欠席でございます。

このうち岡村委員にかわりまして、日本商工会議所の井上裕之特別顧問がご出席いただいております。よろしく願いいたします。

本日の会議ですが、最初に戦略の推進状況に関しまして報告を受け、その後生産性向上と最

低賃金に関する議論に進みたいというふうに思っております。

まず、本日の提出資料について、事務局から説明をお願いいたします。

(山崎内閣府官房審議官) それでは、お手元の資料でございますが、まず資料の1から3でございます。「人材能力戦略」から「中小企業生産性向上」まで、これに関しまして簡潔にご説明申し上げます。

まず、説明資料1でございますが、「人材能力戦略」(ジョブ・カード制度)でございます。これに関しましては、1枚目に書いてございますが、真ん中に19年度までの準備状況がございます。予算全体で201億の予算を計上してございます。これに関しまして先行プロジェクトを実施し、ジョブ・カード推進協議会を設置してございます。

20年度の状況でございますが、ジョブ・カードセンター、これは3月に日本商工会議所のほうで委託ということで決定されておまして、このジョブ・カードセンターが設置されてございます。このセンターを中心に、職業能力形成プログラム等の本格実施に向けて準備を進めると、こういう状況でございます。

恐縮でございますが、次に移らせていただきます。

説明資料2でございます。

就労支援戦略でございます。これは「福祉から雇用へ」推進5か年戦略というものでございまして、これに関しましてのポイントは3枚あけていただきまして3ページ目でございます。

「福祉から雇用へ」推進5か年計画における重点戦略と目標でございますが、この計画においては数値目標を設定してございます。その中で障害者関係としましては、平成25年度、これに関しまして、雇用する障害者の数を64万人、15年現在で49.6万人ございますが、64万人にふやす。さらに、20年度から24年度までの間に、ハローワークにおきまして24万人の障害者の就職を実現する。さらに、23年度までに年間9,000人の障害者を福祉施策から一般雇用に移行させると、こういう目標で現在進めているところでございます。さらに生活保護世帯、さらに母子家庭世帯に対しましても、この就労支援を推進するという状況でございます。

恐縮でございますが、飛びまして説明資料3でございます。

今日の本題になりますが、「中小企業生産性向上プロジェクト」、これに関しましてポイントをご説明したいと思います。

説明資料3-1に書いてございますが、これは昨年11月に経済産業省におきまして提出されたものでございます。

大きく4つの柱がございます。

まず、1でございますが、左側の真ん中でございますが、①でございます。「公正かつ効率的・合理的な事業環境の整備」ということで、公正取引委員会とともに連携しつつ下請適正取引等を推進するというものでございます。具体的には、「下請かけこみ寺」を全国の都道府県に開設するといったものでございます。

②でございますが、「経営力の向上」ということで、中小・小規模企業の経営上の問題解決ということで、地域力連携拠点、これを全国で300カ所程度整備すると、その中でさらにITの活用、OB人材の活用と、これに重点を置くというものでございます。

右でございますが、「付加価値の創造」ということでございまして、これに関しましても農工商連携の促進でありますとか、地域資源の活用、さらには「新現役チャレンジプラン」、こういうものを推進していくというものでございます。

そして、最後にサービス産業、これは特に中心でございます生産性向上の一つのタイトルでございますけれども、サービス産業の生産性向上ということで、消費者の視点からのサービス革新、サービスプロセスの改革、それから人材育成等でございます。

次のページからそれぞれ個別に関しましてテーマが載っておりますが、簡単にご紹介したいと思います。

まず、下でございますが、「下請適正取引等の推進」でございます。

左側に4つございますが、1つは下請かけこみ寺を整備するということ。2つ目は独禁法・下請代金法による取締強化、3つ目は下請適正取引ガイドライン、この業種を拡大しようということで10業種拡大するものでございます。そして、下請事業者の取引拡大のための支援というものでございます。

次のページでございますが、中小企業の金融面でございます。

これに関しましては、現在通常国会におきまして3本の法律改正ということで、この右にございますような法律改正を法案として提出済みというものでございます。

それから、その次の4枚目でございます。

「地域力連携拠点の整備」でございます。先ほど申し上げましたように、全国300カ所の拠点を選定しまして、そこにおいてこういう連携を強化すると、推進するというものでございます。

それから、その次のページでございますが、「事業承継の円滑化」ということで、これに関しましては、相続税といった税の措置、さらに民法の特例、さらに金融支援と、この3つをベースにしまして事業承継の円滑化を進めていくというものでございます。

それから、6ページ目、次でございますが、「農商工連携」でございます。

これに関しましても、下のほうに法律がございますが、農商工等連携促進法案、さらに右にあります、企業立地促進法改正法案、この法案等についても、これを推進しているというものでございます。

さらに次のページでございますが、先ほど申し上げました「サービス産業の生産性向上」ということで、消費者の視点からのサービス革新でありますとか、サービスプロセスの改革と人材育成、さらには最後でございますけれども、個別産業別の分野の成長のための基盤整備でありますとか、業種別の生産性向上に向けた指針の策定といった形で現在このプロジェクトを推進しているものでございます。

あと残りの資料でございますが、説明資料の3-2、これは国土交通省関連でございます。建設業におけますとか、あとトラック運送業におけます適正取引の推進といったものを中心として取り上げてございます。

さらに、その次の説明資料3-3は農林水産省におきます取り組みとしまして、「農林漁業者と商工業者の連携の推進」等の内容でございます。

最後でございますが、説明資料3-4は、これは厚生労働省関係でございますが、特に生活衛生関係営業、これに対する取り組みというものでございます。

それ以外に、各委員の提出資料としまして、佐伯委員、岡村委員、高木委員からそれぞれ提出資料がございます。

以上でございます。

(樋口議長) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、所管大臣及び委員の皆様からご意見いただきたいと思いますが、どなたからでもどうぞ。

舩添委員。

(舩添厚生労働大臣) 厚生労働大臣として発言させていただきます。

今、各戦略の進捗状況については報告がありましたけれども、4月23日の経済財政諮問会議で私が提案して、総理を始め各関係閣僚にご了解いただきました新雇用戦略におきまして、ジョブ・カード制度や「福祉から雇用へ」推進5か年計画、これを今後の大きな施策の柱に掲げてあります。

それから、特にジョブ・カード制度につきましては、ジョブ・カードセンターの仕事を日本商工会議所を始めとする労使団体や都道府県の皆様方に引き受けていただきまして、厚生労働

省が持っています職業訓練・能力強化についてのノウハウ、それからハローワークの全国ネットワークの持ち味なども生かして、実を上げてまいりたいと思います。

同時に、ハローワークと福祉関係者の連携によるチーム支援や工賃倍増5か年計画などについても、地方自治体と緊密に連携して進めてまいりたいと思います。

また、中小企業におけます障害者雇用の促進等を図るための障害者雇用促進法の一部改正法案を今国会に提出しております、その成立に向けて全力を挙げていきたいと思っています。

それから、中小企業の生産性の向上を踏まえた最低賃金引上げについて、本日も議論いただく上では、昨年臨時国会で成立した最賃法がこの7月から施行されますので、十分ご注意くださいというふうに思います。改正後におきましては、この最賃の水準につきましては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する旨の規定を設けるなどして、必要な機能強化を図ったところでありますので、働き方の多様化が進む中で、労働者の最賃の保障をすると。セーフティネットとしてのこの最賃の重要性をしっかりと認識した上で、施策を実行したいというふうに思います。

そういう観点から、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

(樋口議長) ほかにいかかでしょうか。

小出委員。

(小出委員) 高木さんの前に言うのは非常に恐縮なのですが、発言させていただきたいと思っています。いずれにしろ、中小企業支援の問題については、今までどちらかというと、ものづくり産業についてということが中心であったのですが、今回そういう面ではサービス産業を始めいろいろな業種にきめ細かい内容で検討していただいているということについては大変ありがたい、厚く御礼を申し上げておきたいと思っています。

ただ、連合も中小企業の問題については、取引問題というのは一つの大きな課題だろうということで、昨年9月に調査を実施いたしました。全国2万社の中小企業の経営者にアンケートをお願いし、3,270社からご協力いただきました。その結果として予想どおり仕入れ単価の上昇によるコストアップとか、単価の下落や引き下げ要求に苦しんでいるということが明らかな状況でございます。

さらに、直近5年間で単価の引き下げ要求があったとする中小企業というのは73.1%に達しております。大企業が多く利益を出す中で、中小企業は原材料の高騰を値上げということで対応できず、結果として中小企業はさらに二次下請に安価なコストで仕事を出すという負の連

鎖が起こっているというのが実態じゃないかというふうに認識をしております。

同時に、2007年度に賃上げのあった企業というのは63.1%、賃金の据え置き、または賃下げを実施した企業というのが30.8%になっておりまして、結果として一部の中小の賃金は低下傾向にあることは、明らかであるということがわかりました。

さらに、このアンケート調査の結果の中で、製品やサービス価格が下がった企業が4割を超えていること。また、取引企業から年に数回の単価引き下げの要請を受けている中小企業が多々あるというのが実情だと解りました。

一方において中小企業経営者の中には、公正取引を原則にした下請代金法の認知度というのは60%程度、4割の経営者は知らないというふうな状況でございました。加えて、中小企業庁が提案している適正価格というのをいろいろな形で出していただいておりますが、この認知度はわずか5%と、こういうことになっております。

私はこのような状況を見た場合、中小企業の取引に関する問題というのは、政府主導のみではその解決の道は極めて困難であろうというふうに思っております。むしろ連合、あるいは日本商工会議所、中小企業団体中央会、あるいは政府が一体となった実践的な取り組みが必要だろうというふうに思います。

それから、もう一つの論点は現行の下請代金法は昭和30年に制定された法律です。何度かの手直しはあったものの、現代の時代にそぐわない法律になっているというふうに思います。特に資本金による区分のあり方とか、あるいは罰則規定というのは、時代の背景にそぐわないところが見られます。下請代金法の改正を通して、中小企業経営者に認知させると同時に、私は取引先に対する値上げ要請という勇気をもっと与えるということを実践になってやっていかなければ、ただ単に泣き寝入りの状況ではこの中小の賃金というのは、賃金だけではなくて中小企業の経営というのは、非常に厳しいところが生まれていくだろうというふうに思っております。

それから、もう1点だけ付け加えておきます。今日は生産性の問題が中心ということですが、少し私が日ごろから疑問に思っていることについて触れておきたいと思っております。

中小の賃金というのは、私の認識では平均では一時金を含めて年収で380万から400万というのが平均だというふうに私自身は経験値から見ております。厳しいところでも、恐らく300万以上は確保されているというふうに見ております。それから、男女の区別を余り言うわけじゃないですが、女性でも非常に厳しいところでも、正社員であれば約250万というのが実態だろうというふうに思います。

問題は中小企業の生産性が上がらなければ最賃は上げられないという論点というのは、少しずれているのではないかと思います。今圧倒的に多くは、年収200万以上の労働者が25%を占めているというふうに言われるんですね。細かくは23.何%とか言われていますが、いろいろなデータはありますけれども、その中で圧倒的に多くの非典型労働者、特にこの四、五年に企業は採用を渋って、結果的にパート労働、派遣・請負労働になって、その人が年収200万円以下という状況に陥っているというのが実態ではないかと思います。

中小企業は恐らくそんな最賃で働かせていたら、私はこういうふうに指導しますよ。そんなものは転職しろと。私だって、少なくとも300程度の需細企業の組合の面倒を見ています。生活が苦しいという声は一言も上がってきません。これは恐らく中小企業においては、300万以上の年収はある程度確保されていると考えています。

ここで一番問題なのは、年収200万円以下の人を最低でもどうやって救っていくのかということではないでしょうか。現実には今年最賃が687円ですか、厚生労働省は月の労働時間を178時間とか言われていますが、これでも月額にすると12万2,000円、それを12倍すると、これは12掛ける12ですから144万です。150万に満たないということですね。当然、一時金も何もありませんから、これで生活しろということが難しいのです。

だから、私は中小企業の生産性を問題にさせていただくことは、連合の中小企業担当としては、はっきり言って非常にありがたい。だけれども、最賃という視点で見たときには、もう少しその下の層を考えていかないといけないのではなかろうか。少なくとも派遣、請負で圧倒的にそういう方がふえてきた。その層に対してどう救済するかと、こういうことから見ると、最賃はきちっと上げていくということは必要だと思います。

それから、もう一つ最後になりますが、去年中小企業庁が出した中小企業白書によりますと、派遣、請負は中小企業にはほとんどいない。それはそのとおりだと思います。派遣の今平均では恐らく1,500円ぐらいだと思います。こんなものを採用したら、現実には中小企業の賃金より高くなるわけですよ。圧倒的に大手・中堅企業がそれを抱えているということになるわけですね。私は中小企業が最賃を上げれば倒産するという話じゃないだろうと思います。そういう視点から、この最賃の問題についてはきちっと私は議論していただきたいと思います。このことを強く申し上げておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

(樋口議長) ほかの委員、いかがでしょうか。

高木委員。

(高木委員) 甘利大臣にお願いなのですが、例の下請取引の適正、それで私どももいろいろ三千数百社からご返事いただいて中身を見てみたときに、いろいろガイドラインをつくっていただき、ご指導いただいておりますけれども、取引の適正化を担保する力という意味で不十分だ。経済活動の自由や、取引の自由といった一方の原則もあり、そう強行的なことはとれないということなんだが。また、ガイドラインをいっぱいつくっていただいても、その実効性、有効性はどうかと、その辺を何かサブシステムでの実効性を高める手段というものもあると思う。悩ましい課題であるが、今日ご説明いただいたかけこみ寺、取締強化とか、いろいろその辺の実効性を高める仕組みみたいなのがもう一工夫というか、ないのかなという思いをしながら、先ほどのペーパーを拝見していたが、その辺についてお考えをお聞かせ頂きたい。

(甘利経済産業大臣) おっしゃるように、経済産業省が強制するわけにはいきませんので、要するにベストプラクティス、実はこの業界ではこんなに一生懸命やっているところがあるんですよ、あなたのところはまだいきませんねという、実行例を業種ごとに発表させています。そこに追いついてないというのはちょっと恥ずかしいですよということで、喚起をしているんですけども、それでもなかなか実効性が上がっていないということであるならば、またさらに自主的にそう取り組んでもらえるように、これは余裕がないところに全部やれということまではできませんけれども、少なくとも余裕があるならば、恥ずかしくない取り組みをしてくれということの実効性が上がるように、何かいろいろ考えてみたいと思います。

いずれにしても、実効性がどこまで上がっているのかまだ私は把握していないので、それは把握させます。

(樋口議長) ほかにいかがでしょうか。

(佐伯委員) 今まで5回、この円卓会議をやってきたわけですけども、先ほど来小出委員からもいろいろご発言があるとおおり、中小企業の現実はかなり厳しいというのは皆さん思っているらしい。その厳しさは生産性だけでカバーできる限界を超えているかもしれない。一生懸命生産性を上げて、原材料の値上がりを防ごうとかカバーしようと思っても、なかなかできないという段階まで来ているのではないかと思います。

そういう状況の中で、生産性の向上は非常に大切ではありますが、それを単なるコンピュータとかIT化だけではなくて、前からの私の持論なんですけれども、人材の育成と研究開発、開発というのは白衣を着てやる研究だけではなくて、市場開発と製品開発と人材の能力開発の3つの開発を進めて生産性を向上していくべきだと私は思っています。

もう一つ言いたいのは、今まで余り意見には出ていませんが、大企業と中小企業がけんかし



ているわけではなくて、生産性が向上して利益が上がったとすると、大半が大企業に吸い取られてしまう。値引き要請がもっと強くなる、それが現実であるということをぜひ認識をしていただきたい。我々も生産性を上げて利益を出したいんです。最低賃金や賃金そのものを上げたいのです。そういうふうにみんな中小企業の経営者は思っています。ところが一生懸命努力をして、やっと利益が出たと思ったら、さらに値引き要請をされたというのが現実ではないかと私は思っています。それを打破するのは、開発ではないかと思えます。いろいろな意味の開発をして自助努力でやる。我々は補助金を要請したり、そんなことを言っているわけではないのです。

中小企業も開発をしなければならないという中で、私はちょっと自慢するわけではないのですが、ものづくりの現場視察として東北経済産業局の主催により我々の会社に30人ほど訪れ、ものづくりの現場のすばらしさを実感していかれました。このような催しにどんどん予算をつけていただき、ぜひ中小企業の理解を深めていただきたいと思っております。

ちょっと話が長くなりますけれども、先ほど労働側から意見が出ておりました200万円以下云々の話しですが、実際需細企業の経営者が200万円以下でも従業員にはちゃんと給料を払っており、自分らは200万円以下でも暮らしている需細企業はいっぱいいるんですよ。特に第3次産業については、もっともっと生産性を向上しなきゃいけないというのは、ここに載っているとおりでございまして、それはいいことだと思います。

(樋口議長) 井上委員。

(井上代理委員) 今日は実は岡村会頭が手術のために療養しておりますので、私が代理で参りましたけれども、私自身も中小企業の経営者でございまして、今日本の中小企業の置かれている立場というのは、非常に大変な厳しい状況にあるということは、皆さん方もご理解いただいております。

岡村委員からの提出の資料の労働調査をごらんになっていただければおわかりだというふうに思いますが、4月の業況D Iは2003年の4月以来、5年ぶりに低いマイナス50台の水準にあるということでもあります。また、仕入単価のD Iも14カ月連続して悪化しているということでもございまして、平成3年の5月以来の低い水準となっておって、各地から業種を問わず仕入単価の高騰に関する切実な声が出ておるといことです。

また、倒産も非常にふえております。ご承知のように、2007年度は4年ぶりに1万4,000件を上回っておるわけでもございまして、負債総額も7年ぶりに前年度を上回るというような状況であるわけでも、そういう点からも非常に厳しい状況というのうかがわれるというふうに

思います。

先ほども最賃の問題が出ておりましたけれども、本当に中小企業は現在、労働分配率が85%を超えているわけですよ。そこで最賃を上げられて一体どうなっていくのかということが一番の問題であって、先ほども佐伯委員からも話が出ていました200万以下でも十分に食べていける人もたくさんおられるわけですし、それをどういうふうにするかというのもこれからの課題なのかもしれませんけれども、とにかくそういう現状でも生きていけるというのが今の日本ではないのかなと思います。だから、ただ最賃を上げればいいということでは逆にはないのか。企業の生産性が上がらなければ分配ができない状況にあるわけですし、その分配できないものをどうやって分配するのかということになるんだというふうに思います。

したがって、中小企業の活力というものをどうしても上げていただくということが大事なわけです。中小企業の数を見ると、2006年で420万社になっています。この10年間で89万社が減っているんですよ。雇用も2,784万人になって、10年間で490万人減っています。本当に中小企業というのは退化していったのかと、そうじゃなくて日本の大層を担っているのは中小企業なわけですから、それをどういうふうにして活力を持たせるのかということが大事なわけであって、それに対してどうも中小企業対策費にも1,304億という非常に低いんですよ。中小企業庁は非常にいいアイデアをたくさん出してもらっているんですが、裏づけになる予算がない。だから、それに応募をしようと思っても大変な書類を出さないと、結果は得られないわけです。こちらの農林水産大臣がおいでになりますけれども、農林水産対策の予算は2兆6,000億もあるわけですよ。雇用が2006年で320万人でしょう。そう考えると、もっと中小企業にそういう予算を分配して、支払い能力を高めるような活力を与えるということをもっともって考えていただきたいというふうに思います。

また、下請取引の適正化の問題、これは非常に力を入れていただいております、このかけこみ寺も47都道府県に設置してもらったわけです。既にこの4月依頼、217件来ておるということでございますけれども、そのかけこみ寺、要するに垂直型の企業、要するに下請の企業というのは、そういうことによって何とか救われるわけです。一方で、設備関係、償却資産の取引をしている中小企業、これの支払い条件が非常に悪いですよ。設備関係ですと、場合によっては9カ月据え置きでキャッシュ支払いなどのケースというのがある。余りそういうことを言うと怒られるんですけども。このように、非常に金融面で中小企業を使っているというふうにはしか考えられないような状況でして、そういう点をもっと見ていただきたいというふうに思います。

以上、気がついたことをちょっと申し上げました。

(樋口議長) 清成委員。

(清成委員) 今まで中小企業の状況について、いろいろお話があったわけで、これはそのとおりだと思いますけれども、3つのことを言いたいんです。1つは中小企業というのは非常にばらつきが大きいんですね。これは生産性についても利益率についても、すべてそうなんですけれども、平均値の近くに集中しないんですね。したがって、生産性を上げていく場合にどこのところの生産性を上げるのかということですね。最も零細な層というのは、これは雇用者がいないわけですから、最賃はほとんど関係のない世界なんですね。その上の企業的にやっているものの最小規模のところが一番きつい。

それから、それがほとんど今サービス産業になってきているというのと、それからもう一つは地域間格差が極めて大きいということですね。ここに来て中小企業の中での地域間格差が非常に開いてきている。だから、生産性を上げるという場合に、ターゲットになるところをきちんと絞り込むことが大事です。

2番目に申し上げたいのは、取引の適正化といいましても、需要面は独占的で、供給サイドの企業が多くて、競争をしていけば、市場構造の性格上たたかれるに決まっているわけです。これはいかに法的に、あるいはさまざまな仕組みを使って取引の適正化をといたって、マーケットでそうなるわけであって、だから問題は佐伯さんのご指摘にあったように、供給サイドが独自の技術とか、あるいは専門知識を発揮して、ライバルに対して差別化していくようなことをしない限り、市場構造からしてこれはたたかれるに決まっているわけなんですね。この辺はきちんと整理しておく必要があるんだろうということ。

それから、3番目に申し上げたいのは、やはり年収150万の層とか200万の層が多いと、これは事実であるわけですね。ただし、今重要なのは所帯所得と個人所得の間にずれが起こっていることですね。ですから、1所帯の中で多就業形態になっているわけですね。したがって、150万とか200万といっても、労働時間が短い。時間当たりの単価が無茶苦茶に低いかというと、それは必ずしもそうでもないということもあるわけですね。もちろんそれも地域性がありますけれども、要するに最賃の判断も所帯所得で見ていかなきゃならない。

例えば富山県なんかは1人当たり県民所得ということになりますと全国で十何番目かですね。しかし、1所帯当たりになると日本のトップなんですね。非常に豊かなんですね。産業構造を見ても非常にバランスのとれているのと、県が小さくて全県が一つの通勤圏、通学圏になっている。だから、多就業形態が非常に可能なんですね。散居村で広い家に住んで、持ち家比率も

日本一という、だから生活から見ても非常に豊かなんですね。ですから、個人所得と所帯所得を分けて考えていく必要がある。

ただし、最近の地域格差が開いているところでは、本当に地域再生が必要なところというのは、所帯所得も下がってきているわけですね。人口減少社会になってきている。したがって、税収も減る。行政のコストは逆に上がっておりますが、地方税を上げていくということになりますと、可処分所得が減ってくる。これは所帯所得でも可処分所得が減ってきますから、だから農商工連携でやっても、県内にはマーケットはないという、こういう状況になるんですね。ですから、農商工連携等を見ても、広域的にこれは考えなきゃだめだという、都市と農村といったような、そういう広域的に考えていかなきゃならないという問題もあろうかと思うんですね。ですから、地域という視点から見た場合にも、中小企業間の格差が大きいということだと思っ

たがって、いろいろな生産性向上の施策があっても、ちょっと拝見するところを見ると、非常に総花的になって、一体何が重要なのか、どこに資源を集中していくのかという、そこを明確に考えなければ問題が解決しにくいというふうに思います。

(樋口議長) どうぞ。

(石川委員) サービス事業の生産性の向上の部分で拝見しておると、我々地域から見て一番頭の痛い問題が介護を中心とした福祉の分野における人材確保の問題ですね。ここは非常に賃金水準が劣悪になってきていて、人材の確保に非常に問題が生じつつあると。介護保険制度がスタートしたときには、新しい職が開発されたということでケアマネージャーにしても、ホームヘルパーにしても、非常に期待が高まって、そこに新たな雇用の場が発生して、ある程度雇用情勢の改善に非常に役立つ契機になったんですけれども、その後この分野における賃金水準が余り上がらないと。一方で、静岡県みたいなどころなんかは典型的ですけれども、製造業を中心にして雇用情勢が非常に好転してきておりますので、この分野での人材確保が困難を極めていると。

そこで、私はサービス産業分野の生産性向上に当たって、ここに書かれている以外に福祉、あるいは医療の分野における人材確保を現状では外国人の労働力を入れようということで、大きな動きになってはいますが、私はそこへ踏み出す前に、福祉、医療の分野における機械化、省力化、ロボット化、これをもっともって国として打ち出してもらいたいと思うんです。

私は福祉の関係の集まりのところに行って、いつもそういうことを申し上げると、まずは私の後に立つ福祉の関係の代表者が福祉は人を手当てすると、ケアすると、崇高な仕事であると。

ロボットなんていうのは何たることを言うかと、非人間的なやつだと、こういう反応が来る。ところが、パーティになって、実際の例えば介護とか働いている人の代表がやってきて、知事の言うことはよくわかると、ぜひあれをやってくれと。

そうすると、例えば職業病とも言われているような腰痛とか、頸肩腕症候群とか、ああいうものがなくなるということは、びんときているわけですね。現実にはそういうものも今ほぼ実用化寸前まで来ていますので、これも国家の問題として、大々的にやっていただくと、それを導入するような方向に促進してもらおうと、この福祉の分野における生産性の向上というのは、物すごく図れると思うんですね。こここのところの視点を強調していただきたいなど、ちょっと追加的に感じました。

(樋口議長) ありがとうございます。

よろしければ次の議題に入りたいというふうに思います。

生産性向上とあわせた最低賃金引上げに関する議論に進みたいと思います。

まず、事務局から残りの資料についてご説明をお願いいたします。

(山崎内閣府官房審議官) お手元の一番後ろの参考資料5というのをあけていただきたいと思います。

これからの議論の参考になります資料でございます。円卓会議におけます議論等ということで、中小企業等の生産性向上と最低賃金の引上げ関係というものでございます。

1枚あけていただきますと、これまでの経緯でございますが、真ん中に第3回円卓会議、これは昨年の7月9日でございますが、政労使の合意としまして4項目ございました。このうち①でございますが、中小企業等の生産性向上と最低賃金の中長期的な引き上げの基本方針について、当時でございますが、年内を目途にとりまとめるという合意がございました。

その後、中小企業等の生産性向上プロジェクトの策定でありますとか、最低賃金の改定、さらには最低賃金法改正法案の成立等ございました。それを踏まえて、残されましたこの基本方針について、前回の会議では年内にこだわらないということで議論を進めてございまして、これが今一つ残された課題という形になっているものでございます。

次のページは前回、前々回において出ささせていただきました配布資料でございますが、一つの目標として各委員のご意見ということでありましたが、案の1から案の3でございました。

案の1は「生活保護水準」への引上げを目指すという考え方、案の2というのは「高卒初任給」への引上げを目指す考え方、さらに、案の3は「平均賃金の一定割合」への引上げを目指す考え方と、こういった考え方が少し示されてございます。

さらに、もう2枚あけていただきたいと思います。これまでの中央及び地方版の円卓会議で出された主な意見ということでございますが、今申し上げましたそれぞれの最低賃金に関する意見とともに、これは1から4でございますが、次の5ページでございますが、先ほど来からの議論にありますように、中小企業の生産性向上、これと最低賃金の関係、これをどう考えるかというのは当然大変大きな議論でございまして、中小企業の生産性の向上を先行させるべきというご意見、もしくは最低賃金引上げと中小企業の生産性向上を同時に進めるべきとの意見と、こういったものが意見として寄せられていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

(樋口議長) よろしいですか。

それでは、現在までの議論を踏まえまして、また次回から、次回に向けてどのような取りまとめを行っていくのかということで、私から論点を提出させていただいておりますので、それについて説明させていただきたいというふうに思います。

お手元に1枚紙で配布されているかというふうに思いますので、ご覧いただければということでございます。

一番後ろのほうにあるかと思えます。この1枚紙ですね。

それでは、読み上げさせていただきます。

中小企業等の生産性向上と中長期的な最低賃金の引上げについて（論点）

1. 中小企業等の生産性向上。

最低賃金の中長期的な引上げにあたっては、中小企業等の生産性向上を図ることが重要であることから、官民が一体となって生産性向上を推進。

2. 中長期的な最低賃金の引上げ方針の取りまとめに向けて。

最低賃金については、セーフティネットとしての機能を強化する観点から、中長期的な引上げに関して、政労使が一体となって取り組む。

2つ目の○でございますが、最低賃金の引上げに当たっては、以下の点を検討することが必要である。

以下の点としまして、「生活保護水準」への引上げを目指す考え方、あるいは「高卒初任給」への引上げを目指す考え方、「平均賃金の一定割合」への引上げを目指す考え方、こういったものについてどう考えていくか。

また、中小企業の生産性向上の状況を含めた実績のフォローアップと中長期的な引上げ方針の再検討をどう考えるかというふうに提出させていただきました。

なお、本日ご欠席の氏家委員から、お手元にやはり配布してございますように、文書にてコメントを提出していただいておりますので、ご紹介いたします。

それでは、皆様からご意見等がございましたら、どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

高木委員。

(高木委員) 最賃、今の樋口先生のペーパーに関連するお話の前に、先ほど清成先生が富山県の例を引かれました。確かに富山県はそういう世帯当たりの所得、あるいは生活保護の受給世帯の比率も非常に低いんですよ。なぜ富山とか山形とか秋田が生活保護が低いかというと、家族構成とかコミュニティだとか宗教的な背景もあり、地域のコミュニティ組織が比較的機能している部分があって、世帯単位で見ると、多重稼得の比率も非常に高いと、それはおっしゃられるとおり。ただ、今私も非常に問題だなと思っておるのは、多重稼得の家族、家系というのから否応なしに解き放された人たちの生活破綻みたいなのが非常に今多くなっていて、若い人たちでフリーターと言われる人たちの状況なり、シングルマザーの皆さんの問題なり、そういうあたりのかなりの部分がこの最賃にかかわるところのレベルの就労についている率が非常に高いと、その辺が非常に問題だというふうに私どもも認識をしております。

それから、額賀大臣もおいでなので、中小企業金融という意味で、今年の秋からですか、政府系の金融機関の統合後のことを心配しておられる人が結構おられるんですが、そう心配するなということでもよろしいのかどうかですね。

(額賀財務大臣) 全体的な危機管理機能も継続させますし、それから国民金融公庫とか、それぞれ中小企業金融公庫とかありますけれども、それはきちっと継続させる中で、回転をさせていきますから、しかもなおかつ現場の皆さん方からよく聞いた上で、そういう話を、仕事をなさっていくことが大事だと思っていますから、そこは上意下達ではなくて、現場でよくこなしていく、そういうことが大事なことだと思っています。だから、それは従来の機能を持たせながら統合させますから安心をしてください。

(高木委員) 常識的に考えて、金融機関としての経営を考えれば、そういう今、大臣もおっしゃったような感覚の経営だと、企業体、金融機関としてそんな甘い話ではやっていられないんじゃないかと、そのうち必ずしんどくなるよというような観点からおっしゃる方も結構おられているんですね。

(額賀財務大臣) ですから、そのこのところはこの前の年度末金融とか、それから原油高だとか、資材が値上がりしているときに、セーフティネットがこういう従来の公的機関がきちっと

した上でやらないとなかなか出てこないの、そういう危機管理的なものは継続させていくということはきちっと担保されておりますので、だからそこは個別具体的に恐らく市場の市中の銀行で相手にされなくなったときにどうするかとか、そういうことについて相談を受けながら対応していくことになるんじゃないですかね。

(高木委員) わかりました。

本日の会議において、一つだけ確認させていただきたいのは、去年いろいろ議論をして、今日もお配りいただいた中間まとめに至ったわけで、それを受けて中賃で議論していただき、その後地賃でも議論され、14円40銭を去年上げていただいた。ただ去年はまだ最低賃金法が国会に乗っかっている時代で、最賃法が成立したら、最終的に方針を決定しようということで、去年は議論の途中であったが、中間的に整理をしたということだったと。そういう意味では、最賃法も通りましたし、当初は年内にというお話もありましたが、国会が何度も延長になりました中で、去年から今になっているわけですが、去年のそういう議論の延長線上に今の状況があるという認識を私どもはしておりますので、そういう立場で、今日は具体的な話し合いをして、次回以降の議論に参加をさせていただきたいと思えます。

それから、中小企業といいましょうか、これは清成さんが言われたように、まさに家族従業者と一緒に、いわゆる家業というんですか、生業のようなところから、佐伯さんのところのような、東北の雄と言われるレベルの中小企業が中小企業の中もいろいろなんですよ。その辺の中小企業が十把一絡げではいけないというのを私どもも実感しております、そういう中でどのあたりの中小企業を想定して議論していくのかという、その整理がちょっと要るのではないかとことをふと思ったりしております。もちろん最賃で中小企業、グループA用、B用なんてことにはなりませんので、その辺は物を考えるときの規格みたいな話になるのかなと思っておりますが、そのことだけちょっと発言させていただきます。

(樋口議長) どうぞ。

(井上代理委員) 最賃の引上げというものは、全体的に給料体系というものを変えてしまうというようなことに相なってくるわけですし、中小企業にとっては非常に大変な厳しい問題だというふうに思っています。そして、最低賃金の中長期的な引上げについて議論するということであるならば、樋口議長の論点ペーパーでも触れておられた中小企業の生産性向上の実績について、毎年検証をして、その上で議論をすべきではないんじゃないかというふうに思うわけです。

生産性向上の実績から明らかでないまま、最低賃金の中長期的な引上げの目標水準を設定す



べきではないというふうに考えています。仮に中長期的な最低賃金引上げについて、目標水準を設定するならば、数字がひとり歩きをするということになってしまうわけですし、経済状況や経営実態にかかわらず、最低賃金が引き上げられて、結果として倒産に至ることも心配です。先ほどもちょっと高木委員から出ましたけれども、倒産するのはしようがないんじゃないかというようにことではなくて、いかにして救っていくかということのほうが私は大事だというふうに思います。

したがって、最低賃金の引上げについては、今後の経済情勢とか中小企業の生産性向上の実績を踏まえた上で、中長期的な努力目標とすべきであって、具体的な水準を設定すべきではないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(高木委員) 倒産するのはしようがないからと言ったら、私も袋だたきに遭いますから、そんなふうに申し上げていませんので。

(樋口議長) 佐伯委員。

(佐伯委員) 前から私が申し上げている生産性向上と最低賃金の引上げという、これはセットで両方うまく解決できるものではないと思う。というのは、生産性向上は若干時間がかかるんです。今日やったから明日から倍に生産性が上がるなんてことはないと思います。最低賃金は決めれば上がるかもしれない。でも、そうではなくて時間的なズレがある。ですから、樋口議長がおっしゃるように、苦勞をしながら実際の生産性の向上を見ながらやっていくべきだと。今、井上さんもおっしゃったようなことだろうと私は思います。

それから、目標を決めるという具体的な数字を入れることは、一寸先は闇で、来年度はわかりませんよ。それは数字だけ出されて賃金目標を決めていくというようなことは、数字だけがひとり歩きすることになり、私はどんなものかと思っています。

(樋口議長) ほかに。

小出委員。

(小出委員) 幾つかちょっと反論したいのですが、目標を決めないということで行くと、従来どおりとほとんど変わらないじゃないかと思っています。私はこの10年間で最賃が38円トータルで上がっています。そのうちの14円は率直に言って去年いきなり上がりました。結局、今までの最賃いわゆる中賃なり地賃の議論というのは、いかに上げないかという議論をずっとしてきたように思えます。今は要するに世の中の環境が云々など、いろいろなことで言われますけれども、玉虫色にして何も決めないでといったら従来の延長線上だと思います。

連合の立場でお願いしたいのは、もうそろそろ単純に上げ幅で1円、2円とかという時代じ

やないでしょうと言わせてください。最低賃金は高さで幾らなのだとすることをきちっと設定してもらいたいというのが大前提です。そのときに、連合は一つの目安として初任給を一つの機軸に置いたらどうですかと提案しています。初任給は恐らく労働需給のバランスでそれぞれ決まってくるのだというふうに思うんです。一方的にそんなものは上がるような初任給はないと思います。地域によっては、若干初任給というのは違うでしょうけれども、しかし高卒初任給という一つの大きな物差しということにはなると思うんです。これを明確にすることによって明らかになると考えます。中賃の議論を聞いていると、あの大の大人が集まって、徹夜交渉をやっているんですよ。それで1円上げるのに上げない、上げるとか、こんな時代じゃないだろうと思います。一つの目安をそこに置けば、ある程度きちっと客観的な数字になるから、そこに持っていくべきだと考えます。

今の最賃との関係でいくと、試算すると約200円前後ですよ。これを少なくとも5年間で上げれば、その後は高卒初任給で合わせるということにすれば、そんなに大騒ぎして、毎年1円上げるのを大の大人が徹夜してやるような、そういうことにはならないだろうと思います。そういうことで、私どもとして一つの目安に置くべきではないかというふうに問題提起をさせていただいております。

(樋口議長) 井上委員。

(井上代理委員) 初任給というお話が出ましたけれども、初任給にはいろいろとあるわけですね。大企業の初任給、中小企業、小規模企業の初任給、それによってみんな金額が違うわけですが、どこをとられるという考え方ですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(小出委員) 私はそれをきちっと整理してもらったらいと思います。ただ、とにかく高さできちっとまず物差しにしてくださいと主張したいわけです。初任給というのは、1時間当たりじゃないですから、高卒初任給というのは幾らということで決まっているわけですから、それを1時間当たりはどう換算するかということで算定すると、その決め方というのは、言ってみればどこをとるかというのはそれぞれあるでしょうが。この会議である程度物差しとして決めればよいと思います。別に大手企業の初任給に合わせろという気持ちはありません。

(井上代理委員) 初任給、最賃は中小企業と大企業と格差をつけるということになるんですか。

(小出委員) それはある程度しようがないでしょう、日本の企業の場合は例えば九州で大手企業が初任給を大手並みにしようとしたら、地域の社会の人はみんな怒りますよ。だから、大手企業が九州に進出する場合なんていうのは、初任給と離さないといけないから別会社にする

というようなことが現実に工夫されているわけです。

本当は全国一律にというのは、大手企業の場合は当たり前ですが、過去に幾つも現実には工夫されていますよ。だから、私は地域によって初任給は大幅に違っていてもそれはしょうがない。ただ、一つの絶対的な物差しというのをそこの機軸にきちっと置いてください。従来のような延長線でやるのだったら、結局1円上げるんだ、上げたくないとか、生産性だとか、そんなことばかり言われるわけでしょう。結局、生産性が上がってないのだから、そんなものは上げられない、それで終わりでしょう。中賃のまとめ役の座長は、そこで間に入ってというようなことで、延々と時間が来るまでみんなで議論をされ、最後は時間切れで決めるというような、そういうことが現実に行われてきているんですよ。

(樋口委員) ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐伯委員) 今、高卒の初任給の話が出たりしていますけど、この前にも申し上げたと思いますが、初任給とかは、法律で決めるなり、ここで決めるというものではないわけで、需要と供給とにより決まるものです。本当に今、人が足りなくなってきたら自然と上がってくるんです。だから、ここで上げろとか下げろと言う議論ではないと思います。我々の今の資本主義の社会では、需要と供給、それは余り野放図にしておくとは非常に格差ができちゃうし、それを若干補正はしなきゃいけないし、政治として考えなきゃいけないところもあると思いますけれども、基本的にはそういうものだと私は思っています。

(樋口議長) 一通りご意見もいただきましたので、これをもとに円卓会議を来月中に再度開催したいというふうに考えております。そこでは、中長期的な基本方針について合意形成が図れるよう議論をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかになければ時間も来ておりますので、本日の会合はこのあたりにしたいと思います。

なお、会合後の記者会見につきましては、内閣府で対応してもらうことにいたします。

官房長官から一言お願いいたします。

(町村内閣官房長官) 率直なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

なかなか中小企業、昨今の状況で厳しいのもよくわかりますが、今お二人の話も聞きながら、今、議長のほうからは次回までに合意形成と、なかなかこれは難しそうだなということもまたよくわかりましたが、でき得れば少し工夫、努力をいたしまして、そうなればいいなと、こういうふうに政府としても考えておりますので、どうぞひとつよろしく願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

(樋口議長) ありがとうございました。

本日の会合はこれで終了いたします。

—了—